

# 災害拠点病院等自家発電設備等強化事業に関する補助金交付要綱

平成31年3月29日 30福保医救第1493号  
一部改正 令和2年9月18日 2福保医救第856号

## 第1 目的

この要綱は、東京都災害拠点病院及び東京都災害拠点連携病院が設置する自家発電設備等の強化に要する経費を東京都が補助することにより、災害時における傷病者の医療を確保するとともに、医療救護の体系的整備を図ることを目的とする。

## 第2 補助対象者等

補助対象者及び補助対象事業は、次に掲げる事項とする。

### 1 補助対象者

東京都災害拠点病院又は東京都災害拠点連携病院の指定を受けている病院の開設者であつて、東京都知事（以下「知事」という。）が適当と認める者。ただし、以下の者を除く。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定独立行政法人
- (3) 独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び同条第2項に規定する特定独立行政法人
- (4) 国立大学法人法（平成15年7月16日法律第120号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (5) 公益財団法人東京都保健医療公社

### 2 補助対象事業

補助金の交付対象事業は、次の設備整備に要するものとする。

なお、補助対象となる自家発電設備等は病院機能を維持するために必要なものに限る。

- (1) 災害拠点病院
  - ア 自家発電設備の浸水対策として実施する移設に係る工事費又は工事請負費
  - イ 自家発電設備の浸水対策として実施する防水板の設置等に係る工事費又は工事請負費
  - ウ 自家発電設備の設備・配管に対する地震の揺れによる破損防止に係る工事費又は工事請負費
- (2) 災害拠点連携病院

- ア 自家発電設備の浸水対策として実施する移設に係る工事費又は工事請負費
- イ 自家発電設備の浸水対策として実施する防水板の設置等に係る工事費又は工事請負費
- ウ 自家発電設備の設備・配管に対する地震の揺れによる破損防止に係る工事費又は工事請負費
- エ 自家発電設備の新設、増設又は更新に係る工事費又は工事請負費
- オ 燃料タンクの新設、増設又は更新に係る工事費又は工事請負費
- カ 受水槽の新設、増設又は更新に係る工事費又は工事請負費
- キ 給水設備の新設、増設又は更新に係る工事費又は工事請負費
- ク 備蓄倉庫の新設、増設又は更新に係る工事費又は工事請負費

### 第3 補助金の交付

この補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、交付額は、次の1及び2により算出した額とする。

- 1 別表第1欄において知事が定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。
- 2 前項により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### 第4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に指定する日までに、別紙第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

### 第5 補助金の交付決定

知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

### 第6 決定の通知

知事は、第5の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及び条件を申請者に通知するものとする。

### 第7 変更申請手続

この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4に定める規定に従い行うものとする。

## 第8 申請の撤回

申請者は、第6の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、当該通知に係る補助金の交付の内容又は条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

## 第9 交付の条件

この補助金の交付条件は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づき次のとおりとする。

### 1 契約手続

補助事業に係る工事の契約については、福祉保健局医療政策部医療施設等施設・設備整備費補助金に係る契約手続基準（平成17年4月1日付16福保医政第1450号）によることとする。

### 2 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくは条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (2) 前号の規定により補助金の交付決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。
- (3) (1)の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付する。
- (4) 前号の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

### 3 承認事項

補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次の一に該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

### 4 事故報告

(1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により報告しなければならない。

(2) 前項の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

#### 5 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。

#### 6 遂行命令等

(1) 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。

(2) 補助事業者が（1）の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

(3) 前号の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及び条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、10の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

#### 7 調書の作成

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

#### 8 実績報告

(1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、別紙第2号様式による事業実績報告書を、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合は、別紙第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じたときは、補助事業者はこれを返還しなければならない。

#### 9 補助金額の確定等

知事は、前項の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

## 10 是正のための措置

知事は、前項の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

## 11 決定の取消し

(1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容又は条件その他法令又はこの要綱による指示に違反したとき。

エ 東京都災害拠点病院設置運営要綱及び東京都災害拠点連携病院要綱に違反して運営したとき。

(2) 前号の規定は、補助金額の確定があつた場合においても適用する。

## 12 補助金の返還

(1) 知事が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

(2) 前号の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

## 13 違約加算金及び延滞金

(1) 11の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(2) 知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 14 違約加算金の計算

知事が、前項の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

## 15 延滞金の計算

知事が13の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額はその納付金額を控除した額によるものとする。

#### 16 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び器械器具（以下「財産」という。）については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### 17 財産の処分

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、(2)に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 前号による財産の処分の制限期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）で定める処分制限期間とする。
- (3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、(2)において財産処分の制限期間の定めがないものについては、東京都災害拠点病院及び東京都災害拠点連携病院に指定されている期間中、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

#### 18 二重補助の禁止

この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

### 第10 その他

- 1 特別の事情により、第3に定める算定方法、第4、第6及び第9の8に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- 2 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、「東京都補助金等交付規則」（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

### 附則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。